

## 子どもの権利救済に係る検討状況について

### 1 条例改正

- パブリックコメントと並行して、庁内における例規審査を実施中。
- 救済委員の体制や権限など、条例の内容はこれまでお示ししてきたものを踏襲しながら、法技術的な観点から一部修正がなされる見込み。
- 庁内例規審査を経た修正後条例案について、令和5年12月定例会に提案予定。

### 2 子どもからの意見を踏まえた検討

令和5年度中学生による意見交換会、令和5年度子ども向けアンケートの結果を踏まえると、子どもたちが相談機関に求めていることは以下がポイントと考えられます。

- 相談した内容が秘密にされる（親や先生などに知られない）
- 相談に対応する人が話しやすく親しみやすい
- 子ども自身の考えを大切に話を聞いてくれる（否定されない）
- 自分の名前を言わずに相談できる（⇒調査等必要な場合は相談者の了解を得る）
- SNSを活用して気軽に相談することができる（⇒LINEのチャット機能の活用を検討）

子どもの権利相談・救済機関の運用に際し、これら子どもの意見を踏まえた運用が実現できるよう、子どもの権利救済委員及び相談・調査専門員の共通認識をもつとともに、相談体制の整備を進めていきます。

### 3 子どもの権利相談・救済機関の設置に係る視点等

令和6年度中に開設予定の子どもの権利相談・救済機関については、前回会議でお示しした制度概要案（第1回委員会資料4-2）を踏まえ、現在予算要求等調整を進めているところ、設置に係る検討の視点は以下のとおりです。

- (1) 子どもが相談に訪れることを想定し、子どもだけで訪れても違和感のない施設に整備すること。
- (2) 子どもだけでもアクセスのしやすい場所に立地すること。
- (3) 他の子ども関連施設との連携が図れること。
- (4) 子どもの権利相談・調査専門員が常駐し、相談受付・事務を行うとともに、子どもの権利救済委員が随時に訪れ、協議・相談できるスペースが確保されていること。
- (5) 児童相談所の一時保護児童に定期的に意見聴取することを想定し、中央区内に設置すること。

令和6年度から改正児童福祉法が施行されることに伴い、一時保護等に係る措置に対する当該児童の意見や意向について、児童福祉に関する知識や経験を有する外部の者が定期的に意見聴取を行い、その意見を踏まえ児童相談所が対応する必要があるため、子どもの権利救済機関の専門員がこの取組の意見表明支援員としての活動を兼ねることを予定しています。